

あなたの「空き家」大丈夫ですか？

損害賠償責任！

瓦や外壁の落下によるケガの発生

空き家をそのままにしておくと
こんな**危険**が！

近隣被害！

害虫の発生
動物のすみか

犯罪被害！

不審者や放火の恐れ



天災被害！

台風や地震での倒壊

空き家発生！



特定空家に加えて**管理不全空家も指導・勧告の対象**となりました

管理不全空家

窓や壁が破損していたり
定期的な管理や
樹木の剪定など
管理が不十分な
状態。



特定空家

そのまま
放置すると
倒壊等
のおそれがある
状態。



市区町村からの指導に従わず、勧告を受けてしまうと固定資産税の軽減措置が受けられなくなります。

固定資産税等の軽減措置の対象外

今回の法改正で
住まなくなった家を
放置していると...

土地の固定資産税が
最大6倍に!?



お問い合わせ先

株式会社こうし未来研究所 空き家相談窓口
TEL.096-288-3731

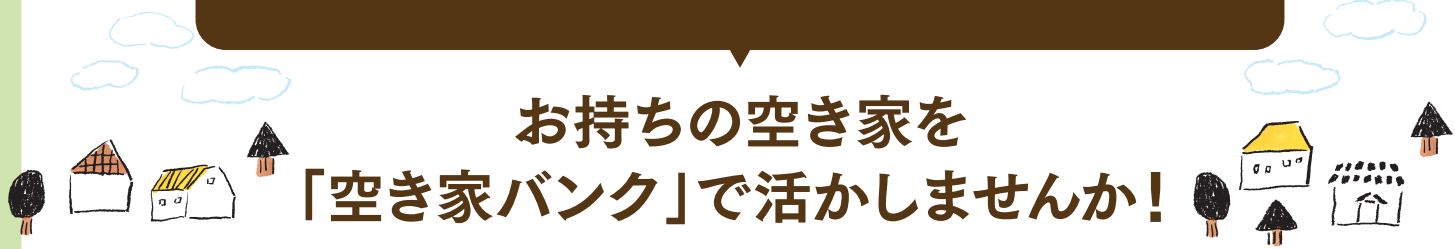
【平日 9:00～16:00】
〒861-1104 合志市御代志1661-1

空き家バンクの情報はこちら▼
<http://www.koshi-akiyabank.jp/>

こうし 空き家バンク

検索

空き家情報募集中！申込・登録無料！



お持ちの空き家を 「空き家バンク」で活かせませんか！

空き家バンクとは？

空き家の賃貸・売却を希望する人から申し込みを受けた情報を、
利用を希望する人に紹介する制度のこと。
空き家の有効活用を通して地域の活性化を図ることを目的としています。

相談会

司法書士による空き家問題相談会

毎月第3火曜日、空き家問題の相談会を開催しています。
お困りの方は是非、この相談会を活用ください。

事前予約
必須

相談
無料



合志市空き家バンク制度活用奨励金

市街化調整区域内の空き家バンク登録物件を売買すると、
売主・買主にそれぞれ

10万円の奨励金が交付されます！

合志市では空き家の活用促進及び空き家の解消を目的とした「空き家バンク制度」があります。空き家バンク制度を利用して、市街化調整区域内の登録物件について売買契約が成立した場合に、売主及び買主に対して奨励金を交付します。

交付要件

- ☒ 空き家バンクを利用し、市街化調整区域内の登録物件について売買契約を締結した個人であること。
- ☒ 交付対象者及びその世帯員全員が、市税等の滞納がないこと。
- ☒ 交付対象者及びその世帯員全員が、暴力団員又は当該暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
- ☒ 売主と買主が三親等以内の親族でないこと。

奨励金額 売主、買主にそれぞれ10万円(当該空き家につき1回限り)

お問い合わせ先

株式会社こうし未来研究所 空き家相談窓口
TEL.096-288-3731

[平日 9:00~16:00]
〒861-1104 合志市御代志1661-1

空き家バンクの情報はこちら▼
<http://www.koshi-akiyabank.jp/>

こうし 空き家バンク

検索